

甲賀市人権に関する総合計画中間見直しの考え方とポイントについて

【見直しの考え方】

・甲賀市人権に関する総合計画は、平成29年度から令和10年度までの12年間の計画としており、個人の尊厳や法の下での平等といった人権についての「普遍的な視点」と、さまざまな人権課題に即した「個別的な視点」で取り組む継続的な計画としております。

また、社会情勢の変化等により、必要に応じて4年ごとに見直しをするものとなっております。

今回の見直しでは、これまでの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化、とりわけ新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題を新たな課題として見直しを行うものです。

【見直しポイント】

○第1章 はじめに

2. 人権をめぐる主な動向

〔1〕 国際的な動き

〔2〕 国・滋賀県の動き

○第3章 今後の人権施策の課題

・感染症に起因する人権問題を追加しました。

○第4章 人権施策の展開方向

3 各主体の役割と連携・協働

学校・園を追加しました。

4 具体的な取組

〔2〕 相談と支援体制

〔3〕 分野別の取組

感染症（新型コロナウイルス感染症等）を追加しました。

その他さまざまな人権問題

性的マイノリティ